

平成30年 2月22日 (木)
津島市市長公室人事秘書課 (市川、小坂井)
電話番号 0567-24-1124

<議案名> 議案11号 市長等の退職手当の特例に関する条例の制定について

1 制定内容

市長、副市長及び教育長の退職手当の額について、この条例の施行の日を含む任期について支給する場合に限り、市長等の退職手当に関する条例（昭和35年津島市条例第8号）第3条第1項の規定により算出した額から、市長は30%を、副市長は20%を、教育長は10%を減額します。

(単位：円)

	退職手当額(a)	減額(b)	差引支給額(a)-(b)
市長	18,120,000	5,436,000	12,684,000
副市長	10,654,000	2,130,800	8,523,200
教育長	4,080,000	408,000	3,672,000

2 制定理由

本市の厳しい財政状況を踏まえ、市長等の退職手当の額を減額します。

3 参考事項

施行期日 平成30年 4月 1日